

交渉結果報告書

市長公室 人事課

交渉内容 2008賃金確定要求書の回答等について③
 交渉日時 平成21年2月2日(月) 15時00分～17時20分
 交渉場所 あんしん館3階大会議室
 交渉出席者 当局側 平本人事監 塚原市長公室長 中谷次長 宇野人事課長
 脇坂主幹 星川主幹 蒲原給与係長
 組合側 小野執行委員長 副執行委員長 書記長 書記次長他執行委員等 計13人

概要	08賃金確定要求に関する交渉を行った(回答交渉3回目)
組合の主張	<p>(給与について)</p> <p>① 昨年の07賃金確定交渉による地域手当の確認事項である、 (1) 地域手当6%は国でも矛盾を認めざるを得ないもので、宇治市も説明できないもの (2) 国の制裁措置(地方交付税等)は程度を超えた介入行為であり、当局は国や議会へ主張していく (3) 財政制裁が明確にされている段階では、何らかの対策をとらざる得ない状況にあり、その措置として条例上の対策をはかる。本則6%、附則8%。 (4) 6%は前提でない という確認を踏まえ、交付税削減は市民生活に重大な影響があることから、苦渋の判断として地域手当削減に合意した。この経過を踏まえて今回の引下げについて説明を求める。また、国の制裁措置があったのか確認したい。</p> <p>② 国は、交付税に関する省令を見直す動きはあるのか。もし、その省令を見直さず、平成20年度においても制裁措置がないというならば、9%に戻すべきもの。</p> <p>③ 近隣市において地域手当を国基準へ向け引下げをしているのは、国の制裁措置があるので、已む無く実施してきている。国は、具体的な地域手当の基準について明らかにしない上、基準を決めたからといって、支給率が下がる団体については指導をし、上がる団体については何もいわない。長岡京市はその例である。 宇治市は財政的なペナルティがないのであれば、支給率引下げは不当である。昇給ストップ層は引下げ分が純減になる。</p> <p>④ 6%が前提なのか。6%の根拠を説明してもらわないと交渉は進まない。国の制度でも宇治市は5級地6%+パーソントリップ3%の計9%が本来の支給率となるもの。</p> <p>⑤ 京都市と物価等のバランスを考慮した上で9%としてきた経過がある。今回は当局の基本的スタンスを感じない。05人勧は、全国で一番賃金水準の低い地域を基準に4.8%の給料引下げをし、地域手当で調整してきた。近畿地域の賃金水準はこのとき全国平均のほぼ0であり、少なくとも4.8%+調整手当3%の計7.8%が宇治市の賃金水準といえるはず。</p>

<p>組合の主張 (つづき)</p>	<p>⑥ 確定要求事項である、賃金ライン改善、一時金加算、6級到達、退職金などを踏まえ、回答については再検討願いたい。このままでは、労使合意したことも守ってないのに、合意できるわけがない。通勤手当の未解決の課題も含めて検討願いたい。</p> <p>(休暇について)</p> <p>⑦ 結婚休暇、配偶者の服喪休暇の府内他市 13 市の状況を教えてほしい。</p> <p>⑧ 服喪休暇については、配偶者のみを国基準とするのは何故。府内他市は配偶者は 10 日としている団体が多いのに減らす理由を教えてほしい。</p> <p>⑨ 配偶者の服喪休暇の実績人数は。職員が何歳ぐらいのときかの分析があれば教えてほしい。</p> <p>⑩ 在職中に配偶者を失うということは、通常ではあまりないもの。そのような状況であえて日数を削減する必要があるのか。</p> <p>⑪ 結婚休暇と服喪休暇は、他の休暇制度と性格や意味合いが異なる。サービス休暇は自分の意思とは関係ないもの。そういう角度での検討も必要と考える。</p> <p>⑫ 結婚休暇については、団塊の世代の大量退職により、若い世代が多くなってきている状況から、雇用側として、若い世代に対する働き甲斐、優秀な人材確保のためにも十分考慮してほしい。何故 6 日への引下げをするのか。</p> <p>(その他)</p> <p>⑬ 管理職手当の定額化についての報告がないが、3 月議会に提案するつもりなのか</p>
<p>当局の主張</p>	<p>① 6%の根拠については説明できない。地方交付税のペナルティは、18・19 年度とも東宇治の官署指定の関係で実施されていない。平成 20 年度については現在のところ分からない。</p> <p>② 官署指定を見直すといったことは現在のところ聞いていない。議会情勢や、他団体の動向を見る中では、理解を得られるのは困難。</p> <p>③ 議会においても、官署指定の説明などを行ってきたが、市民理解が得られないということである。</p> <p>④ 財源的な理由で、パーソントリップは支給率 0%の地域のみ対象とされている。</p> <p>⑤ —</p> <p>⑥ 最大限努力していきたい。</p> <p>⑦ 結婚休暇は、10 日が 3 団体、8 日が 4 団体、7 日が 2 団体、6 日が 2 団体、5 日が 2 団体である。配偶者の服喪休暇は、10 日が 9 団体、7 日が 4 団体とな</p>

当局の主張 (つづき)	<p>っている。</p> <p>⑧ 人事給与検討委員会において、「民間の状況を見て整理すべきであり、現行の配偶者に対する休暇が長すぎるのではないか」との指摘があり、国基準への見直しを図ることとなった。</p> <p>⑨ 平成 11 年度以降は 14 人。分析はできていない。</p> <p>⑩ ⑪⑫持ち帰り検討する。</p> <p>⑬ 現在検討中であり、報告できる状況になれば説明したい。3 月議会に提案する予定である。</p>
----------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------